

報告書の記入について

○温泉利用状況報告書

記載されている許可情報または過去に調査した回答内容に修正・変更等がある場合は、記入欄に修正・変更等事項を記入の上、管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）へメール・郵送等によりご報告いただくようお願いします。

1 温泉の湧出状況

- (1) 温泉の湧出状況を〔①自然湧出 ②自噴 ③動力揚湯〕から選び、記載内容を確認してください。

ア 「自然湧出」とは、掘削せずに自然の状態で温泉が湧出しているものをいいます。

イ 「自噴」とは、土地を掘削したことにより、温泉が動力装置を利用することなく噴出している状態にあるものをいいます。

ウ 「動力揚湯」とは、現に動力装置をとりつけてあり、それを稼働させて揚湯しているものをいいます。

- (2) 「動力装置の出力」の欄には、現にとりつけてある動力装置の出力（kW数）をご記入ください。

動力を装置・変更する場合（更新を含む）は、許可申請・届出等が必要となりますので、管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）までご相談ください。

- (3) 「温度」の欄には、温泉の温度について（①25℃未満 ②25℃以上～42℃未満 ③42℃以上 ④水蒸気）から該当する番号を選び、記載してください。
- (4) 「湧出量」の欄には、温泉の湧出量（1分あたりのリットル数）をご記入ください。

2 温泉利用の状況

- (1) 温泉の利用状況を〔①利用している ②利用していない〕から選び、記載内容を確認してください。

なお、「①利用している」とは、温泉を浴用等に使用しているものをいい、旅館等の利用施設が休業状態等にあることにより使用していないときは「②利用していない」扱いとします。

- (2) 「①利用している」場合は、利用の状況について、各利用の形態（個人住宅、旅館等）ごとに軒数をご記入ください。

また、浴用、飲用以外の利用形態がある場合は、該当する利用方法に○をつけてください。（複数選択可）

- (3) 「②利用していない」場合は、現在の温泉の状況を〔①枯渇 ②廃止 ③不明 ④休止 ⑤予備源泉として保有〕から選び、記載内容を確認してください。

ア 「枯渇」とは、令和8年3月31日現在で何らかの事由により、温泉の湧出が止まってしまったものをいいます。

イ 「廃止」とは、令和7年4月1日から令和8年3月31日までに廃止になったものをいいます。

既に温泉が廃止されている場合については、管轄の岐阜地域環境事務所又は県事務所環境課へ「温泉湧出路の廃止届」の提出をお願いします。

ウ 「不明」とは、温泉の所在が分からない場合をいいます。

エ 「休止」とは、以前は利用していたが、利用施設が休業状態であるなどの理由により利用していない場合をいいます。

オ 「予備源泉として保有」とは、利用はしていないものの、将来的に利用するなど予備として保有している場合をいいます。

(4) 利用していない場合、今後の利用の見通しをご記入ください。

将来的に温泉の利用の可能性がない場合については、管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）へ「温泉湧出路廃止届」の提出をお願いします。

(5) 温泉を利用している宿泊施設について、施設名、収容定員等を記入してください。

なお、宿泊施設管理者ではないなどの理由により、収容定員、利用人員などを把握していない場合は、備考欄に宿泊施設の連絡先（住所・電話番号・担当者名等）をご記入ください。

今回調査から、インバウンド延べ宿泊利用人員を追加しておりますので、把握されている場合は、ご回答いただくようご協力をお願いします。

(6) (5)に記載いただいた施設以外で、温泉を供給している施設（公共の浴用に供するものに限る。）がありましたら、ご記入ください。

温泉の採取等に伴い発生する可燃性天然ガスによる災害を防止するため、温泉源からの温泉の採取を業として行おうとする者は、温泉の採取の場所ごとに温泉採取許可又は可燃性天然ガス濃度確認を受ける必要があります。

温泉採取施設、温泉採取者、土地所有者の変更についても、許可・届出等が必要です。

可燃性天然ガスは、温泉成分と同様に経年変化が認められることがあるため、異常等を把握した場合は速やかに管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）へご連絡ください。

ご不明な点があれば管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）へご相談ください。

○源泉モニタリング結果報告書

源泉におけるモニタリングとは、源泉の泉温、湧出量等を継続的に測定・把握することであり、その実施は、自らの源泉を含む地域の温泉資源の状況を確認し、その保護を図る上で極めて重要ですので、県では、以下を参考とした源泉モニタリングの実施をお願いしております。

当該モニタリングの結果及びその方法について、源泉モニタリング結果報告書や任意の様式に記録し、管轄の県事務所環境課（岐阜地域にあっては岐阜地域環境事務所）へメール・郵送等によりご報告いただくようお願いします。

1 モニタリング実施項目

泉温、湧出量、水位等

2 モニタリング実施方法

(1) 実施

自動観測機器を設置することが望ましいですが、現地観測の場合は年4回以上の実施をお願いします。現地観測の実施例は次のとおりです。

ア 泉温

源泉設備においてモニタリング用の吐出口を設置し、又は泉温が適切に測定できる既存の吐出口において、デジタル温度計や水銀温度計で観測する。

イ 湧出量

源泉設備においてモニタリング用の吐出口を設置し、又は湧出量が適切に測定できる既存の吐出口において、容積法を用いて観測する。

ウ 水位

源泉井戸において揚湯管とは別に水位測定用の管を設置し、又は水位が適切に測定できる既存の測定管において、触針式水位計等で観測する。

(2) 記録の保存

モニタリング結果の記録は、任意の様式等により保存し、必要なときに参照できるようにしてください。なお、報告いただいたモニタリング結果は、温泉資源の状況把握や保護を目的として内部資料で活用させていただくことがありますので、ご理解・ご協力願います。

※「岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請要領」の申請区分2又は3に該当する場合は、作成したモニタリング計画書に基づき実施願います。

3 参考資料

環境省HP内「温泉モニタリングマニュアル」

(<http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>)

岐阜県HP内「岐阜県温泉掘削、増掘及び動力装置許可申請要領」

(http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_15406.html)

※ モニタリングの必要性については、次のガイドライン等において述べられております。

環境省HP内「温泉資源保護に関するガイドライン（改訂）」

(<http://www.env.go.jp/nature/onsen/docs/index.html>)

岐阜県HP内「岐阜県温泉資源保護のための掘削等申請のあり方について（報告）」

(http://www.pref.gifu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo-hozen/c11264/index_15406.html)